

第五節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越 水 (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決 壊 防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破壊するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第六節 避難

「愛知県地域防災計画」及び各市町村地域防災計画に定めるところによる。

第七節 水防信号及び水防標識（法第20条）

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出動	 (3 点)	約5秒 約6秒
避難		約3秒 約2秒

- 備考1. 信号継続時間は適宜とする。
2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

2 水防標識

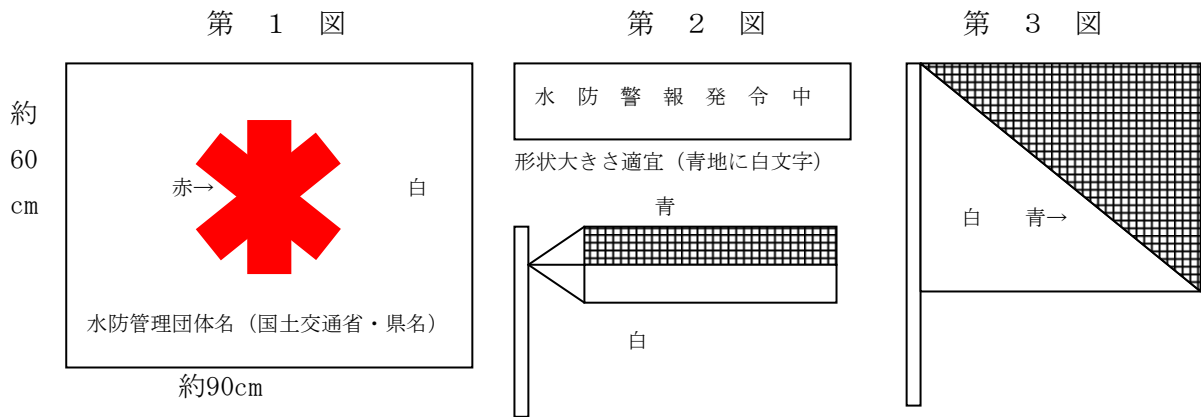
(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知（法第25条）

(1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、はん濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊 （破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面 （法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水の あふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へはん濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。 上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

(2) 速報

ア 速報の意義と留意点

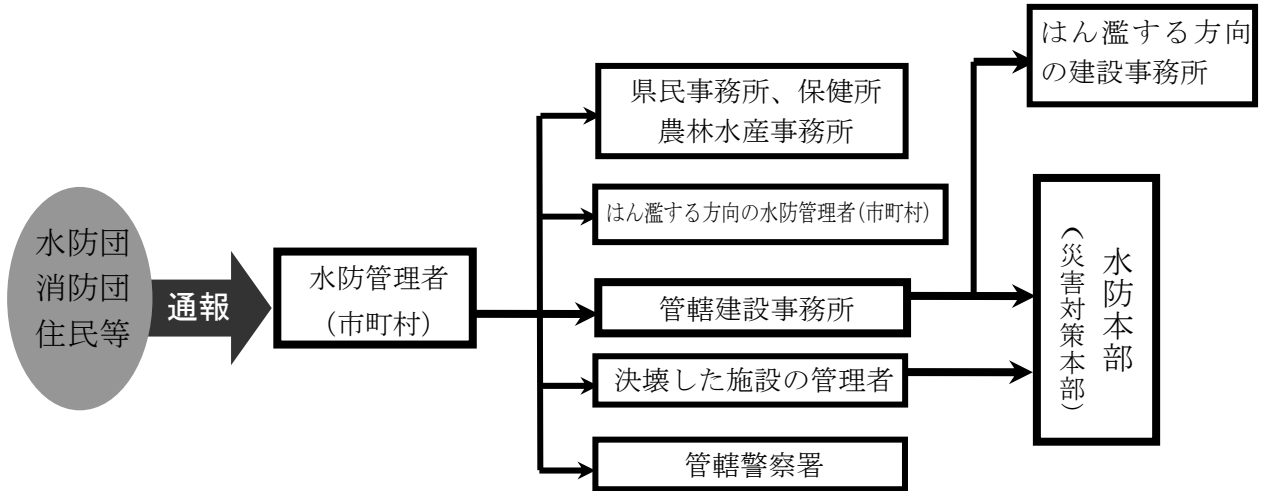
初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

イ 速報の伝達経路

水防管理者（市町村）、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊してはん濫又は、はん濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、はん濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

2 決壊後の処置（法第26条）

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

- ア 適切な水防工法の実施（212頁参照）
- イ 避難勧告等（214頁参照）
- ウ 関係機関への通報（215頁参照）
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因するはん濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況をとりとまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

(2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況をとりとまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

第九節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

第十節 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 県の負担

県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。（法第43条）

(2) 水防管理団体の負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

〇〇水防団〇〇部長
○ ○ ○ ○

上記の者に _____ の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任
したことを証明します。
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長
□ □ □ □ ㊟

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)	公 用 負 担 証				
目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等		
平成 年 月 日		市(町・村)長		□ □ □ □	㊟
		事務取扱者		□ □ □ □	㊟
○ ○ ○ ○ 殿					

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)

第十一節 水防報告と水防記録

1 水防管理者

水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、様式1により管轄の県建設事務所に報告する。(法第47条)

- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷
- コ 水防功労者及び功績

- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

2 県建設事務所長

県建設事務所長は、様式2により5日以内に県水防本部長に報告するとともに「水防記録」を作成して保管しなければならない。

第1号様式

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日 報告					
増水(出水)の概要		級 川水系		川始め 河川			
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内		
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時		
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 () 名 計 名				
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量	単価	金額(円)			
特記事項							

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

水防報告書 (建設事務所)

平成 年 月 日報告

報告者 _____ 番号 _____ 内線 _____

出水（増水）の概要							
箇所数							
水防実施日時	月 日		時頃より		月 日		時頃まで
出動人員	市町村名	水防団	消防団	自衛隊	居住者	その他	計
水防作業の概要							
被害状況 (公共土木被害を含む)	人	家屋	田畑	堤防	道路	その他	
	名	棟	ha	m	m		

第十一章 他の機関等との協力応援

第一節 洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

第二節 応援及び応援等の相互協定

1 居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県下広域消防応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県下消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

- (1) 災害派遣要請者
知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めるとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めるときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

5 相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

第三節 河川管理者の協力事項

1 国と県との協力事項

国土交通省中部地方整備局長（河川管理者）と愛知県知事（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 五 水防活動の記録及び広報

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

2 県と市町村との協力事項（例示）

愛知県知事（河川管理者）と市・町の長（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のため

の活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

第十二章 排水ポンプの運転調整

第一節 排水ポンプの運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水はん濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水ポンプの運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水ポンプの運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

第二節 各河川における排水ポンプの運転調整に係る要綱等

1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

（目的）

第1条 一級河川庄内川及び矢田川(以下「庄内川」という)において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（本要綱の対象期間）

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

（運転調整の通知及び発令）

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

（運転調整対象ポンプ場）

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部(河口～東谷橋)及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

（準備水位の事前連絡）

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T.P. 6.40mとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

（基準地点及び水位観測所）

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋水位観測所(14.4kp)とする。

（基準水位）

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時（河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時）に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT.P. 8.00mとする。

（基準水位の通知及び運転調整の発令）

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

庄内川中下流部及び矢田川に係る排水ポンプ場

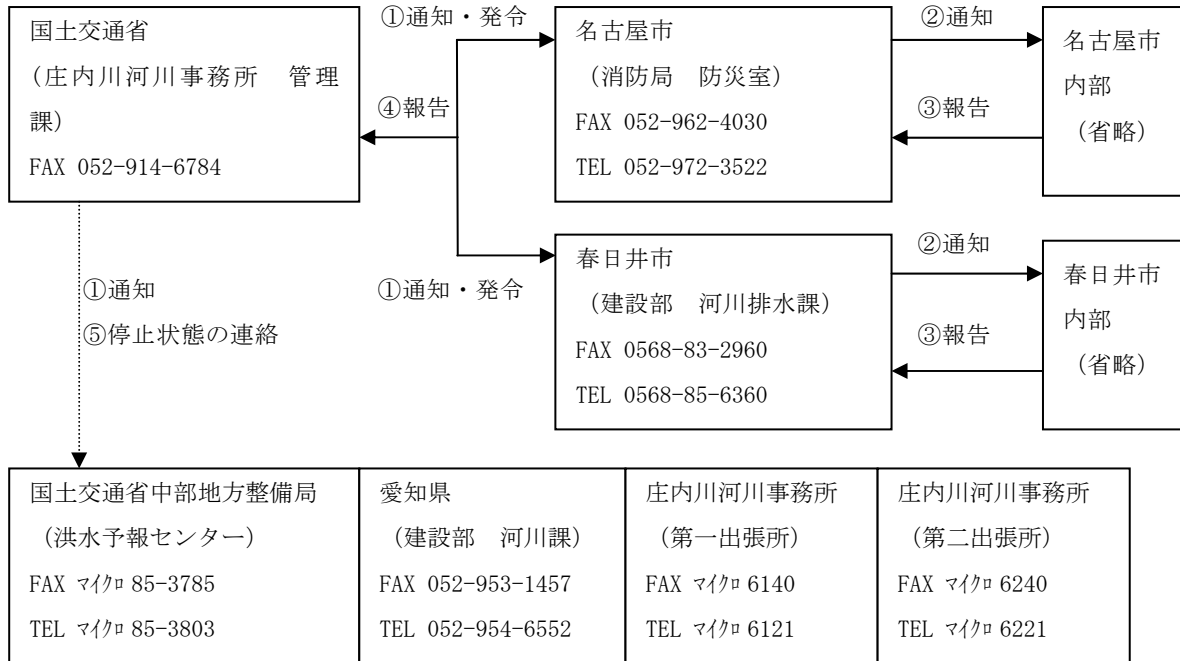
番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置 (管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m ³ /s	備考
1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	検討中
3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.2Km (国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	36.33	
6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	14.42	
7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.4Km (国)	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	13.33	
9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42	
11	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	14.49	
12	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80	
13	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	4.41	
14	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00	
15	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	30.33	
16	守西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	30.35	
17	宮前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33	

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

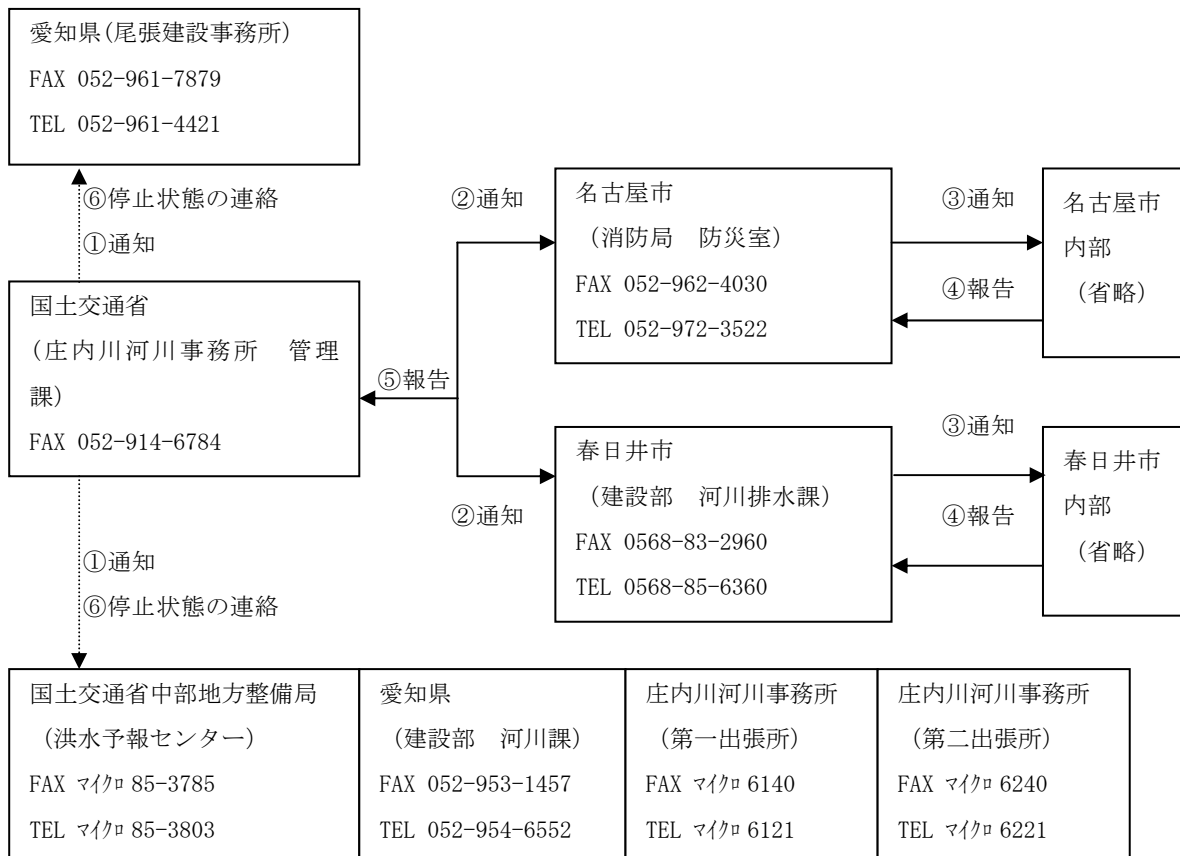
(準備水位の通知)：枇杷島水位 (T. P. 6. 40m)

(基準水位の通知)：枇杷島橋水位 (T. P. 8. 00m)

(その他超過洪水による発令)：庄内川堤防越水・破堤



(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



2 新川流域排水調整要綱

(1) 新川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 排水調整対象流域 基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 六 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。
- 七 基準地点 排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 八 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 九 停止水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とする。別図第一に三区域の分割を、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 新川下流域 五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域
- 二 新川上流域 五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域
- 三 五条川流域 五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第二に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点の水位が別表第五に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第九条 第八条第一項の排水調整は、単位流域毎に別表第四に定める基準地点の水位が別表第五に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第八条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の上流復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第六のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第十一条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十二条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第十三条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第十四条 第十五条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十五条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第十六条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
清須市		○	○
北名古屋市		○	○
あま市	○		○
豊山町		○	
大口町		○	○
扶桑町		○	○
大治町	○		

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機名	管理者	位置			集水面積 (km ²)	排水水量		備考	
				距離	左岸	右岸		排水量 (m ³ /日)	排水量 (m ³ /a/1km ²)		
新川上流	1	藤前	名古屋市：上下水道局	0x100		0	1.08	1458	1350		
	2	藤前その1	名古屋市：上下水道局	0x900		0	1.82	128	1.06		
	3	七島	名古屋市：上下水道局	1x900		0	0.91	089	2.68		
	4	藤田	名古屋市：上下水道局	3x120		0	2.54	1640	6.46		
	5	藤光	名古屋市：上下水道局	5x500	0		1.63	1833	11.25		
	6	藤田	名古屋市：上下水道局	8x580		0	2.98	2025	6.84		
	7	伏島	名古屋市：上下水道局	6x880	0		1.25	1138	9.10		
	8	万壽川(東)	名古屋市：建設土木局	8x150	0		0.40	432	10.80		
	9	万壽	名古屋市：建設土木局	8x300		0	0.71	540	7.61		
	10	藤子第一	大治町	8x951	0		0.47	120	2.56	H27.5.19 13.0x2.0x2.0	
	11	三木木	大治町	8x673		0	1.51	300	1.99		
	12	八ツ屋第一	大治町	9x994	0		0.28	1.10	3.98		
	13	八ツ屋第二	大治町	10x821	0		0.05	0.21	4.20		
	14	藤中	あま市	11x470		0	1.88	160	1.01		
合計							16.09	9998	6.21		
新川中流	15	下河原ポンプ場	海都市	12x740	0		0.12	0.14	1.17		
	16	土巻ポンプ場	海都市	13x600	0		0.32	5.18	16.08		
	17	二ツ木ポンプ場	海都市	13x750	0		0.98	568	7.79	*17.02.02第一号 として建設された	
	18	万壽ポンプ場	海都市	13x770	0		ニツ木の第一	120	7.79		
	19	藤田川	海都市	14x000		0	1.87	11.76	7.04		
	20	万壽橋門ポンプ場	海都市	14x308	0		ニツ木の第一	0.80	7.79	*	
	21	藤七ポンプ場	海都市	14x882		0	2.08	640	3.07		
	22	小畑ポンプ場	海都市	14x800	0		2.02	1440	7.72	22.02.01として 建設された	
	23	舟木ポンプ場	海都市	14x940	0		小畑の第一	120	7.72		
	24	水堀川	海都市(海防建設)	18x000		0	11.32	4000	3.68		
	25	中小畑井	名古屋市：建設土木局	18x400	0		1.81	14.15	7.82		
	26	第二平田	名古屋市：建設土木局	18x420		0	0.47	1.00	2.13		
	27	平田第一	名古屋市：上下水道局	18x830		0	2.23	1987	8.82		
	28	第一平田	名古屋市：建設土木局	17x350		0	0.18	1.00	5.65		
	29	尾中川	北名古屋市	17x900		0	0.90	750	8.38		
	30	藤田川	海都市(海防建設)	18x000		0	7.10	2500	3.62		
	31	藤田川	北名古屋市	18x000		0	0.82	217	6.78		
	32	上小畑井	名古屋市：建設土木局	18x650	0		3.68	2097	5.70		
	33	久地野ポンプ場	北名古屋市	19x517		0	0.40	435	7.00	H27.8.1 7.0x2.0x2.0	
	34	久地野	北名古屋市	19x700		0	1.49	0.68	0.46		
	35	宮田治	名古屋市：上下水道局	20x750		0	2.64	1987	7.45		
	小計							39.71	20267	5.10	
	合流川	36	高田寺	北名古屋市	0x600		0	0.68	0.84	1.24	
		37	中川	海都市(海防建設)	1x180	0		6.35	2500	3.94	
		38	白オポンプ場	小牧市	8x870	0		0.39	125	3.20	
	小計							7.42	2709	3.65	
	丸山川	39	久田成木川	春日井市(丸山川)	0x750	0		4.80	980	2.06	
		小計							4.80	980	2.06
	合計							51.93	23966	4.62	
	五条川	40	中笠津	あま市	0x450		0	0.63	0.60	0.94	
		41	重立ポンプ場	海都市	0x740	0		0.89	5.75	6.46	
		42	上笠津	あま市	0x850		0	0.79	0.93	0.42	
		43	藤村	あま市	2x000		0	0.91	400	12.90	
		44	西笠津ポンプ場	海都市	3x400		0	0.10	0.42	4.20	
		45	古瀬ポンプ場	海都市	3x800		0	0.08	1.60	18.75	
46		香日	海都市	4x982		0	1.68	253	1.51		
47		香日第二	海都市	8x307		0	0.80	1.17	1.95		
48		下原	春日市	7x540		0	4.75	7.64	1.61		
49		五日市町	一宮市	8x900		0	2.97	600	2.02		
50		飯法寺	一宮市	9x600		0	0.03	0.70	25.74		
51		藤ヶヶ色沼	北名古屋市	10x053	0		0.61	0.66	1.10		
52		北島	岩倉市	10x200		0	0.14	2.80	19.44		
53		野崎	岩倉市	10x300		0	0.21	3.00	14.42		
54		川井	岩倉市	10x500		0	0.56	0.75	1.33		
55		丸山寺	岩倉市	12x080		0	0.16	1.75	10.87		
56		熊野	岩倉市	13x700		0	0.13	0.60	3.76		
小計							14.46	3990	2.76		
中下川		57	藤島	小牧市	0x040	0		0.58	300	5.17	
		58	小本	小牧市	0x500	0		4.51	330	0.73	
		59	大市場	岩倉市	6x600		0	0.32	4.60	14.38	
小計							5.41	1080	2.01		
矢戸川		60	東町	岩倉市	1x000		0	0.32	0.60	1.56	
		小計							0.32	0.60	1.56
青木川		61	小山	一宮市	5x880		0	0.04	0.13	3.56	
		62	下池野	一宮市	8x900x4.80		0	0.68	0.70	1.03	新築予定
小計							0.72	0.83	1.16		
藤原川		63	藤原第一	一宮市	1x000		0	0.40	0.25	0.63	
		64	藤原第二	一宮市	1x075		0	0.15	0.50	3.33	
		65	あすら	一宮市	1x350	0		0.07	0.40	5.71	
		66	藤原第三	一宮市	1x393		0	0.04	0.31	7.75	
小計							0.66	1.46	2.21		
合計							71.48	53583	7.49		
総合計							89.50	39322	4.39		

(別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位	TP2.90m	TP5.20m	TP5.40m
再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5.20m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条 項	基 準 地 点			排水調整報告
		下之一色	水場川外水位	春日	
準備	第七条	第一項	様式 1 - 1	様式 1 - 2	様式 1 - 3
		第二項	様式 1 - 4		
停止	第八条	第一項	様式 2 - 1	様式 2 - 2	様式 2 - 3
		第二項	様式 2 - 4		
					様式 4

伝達内容	条 項	基 準 地 点			排水調整報告
		下之一色	下之一色	下之一色	
解除	第九条	第一項	様式 3 - 1	様式 3 - 2	様式 3 - 3
		第二項	様式 3 - 4		
					様式 4

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

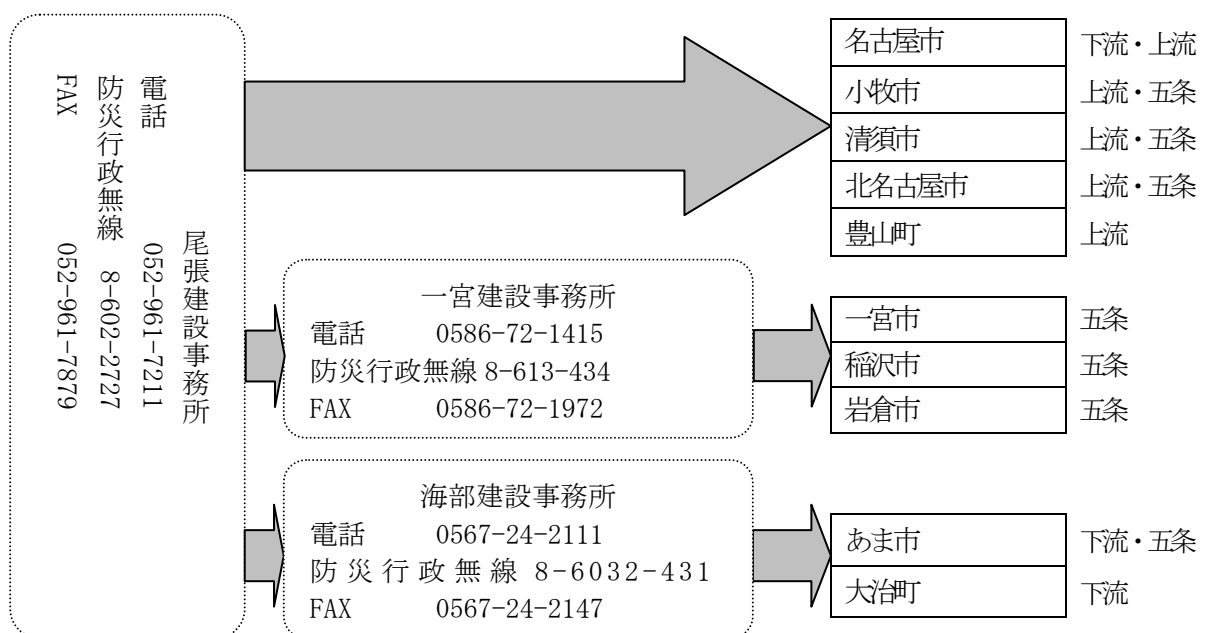
- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 2. 20m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は、発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止準備水位T. P. 3. 90mに達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。

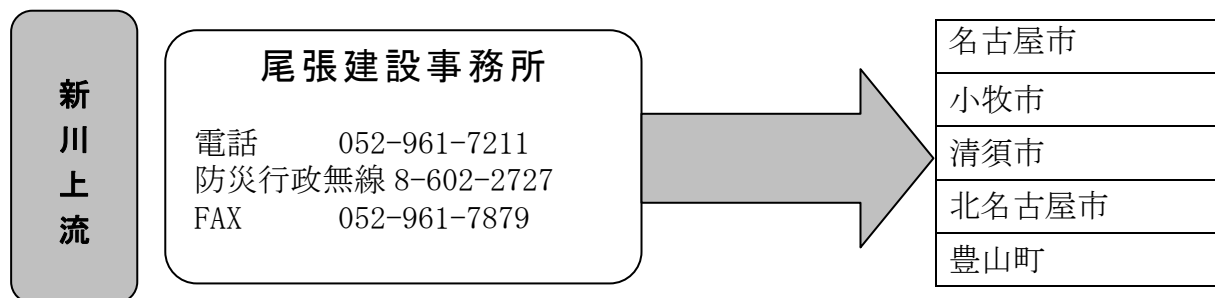
連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は、発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 4. 6 0 m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。

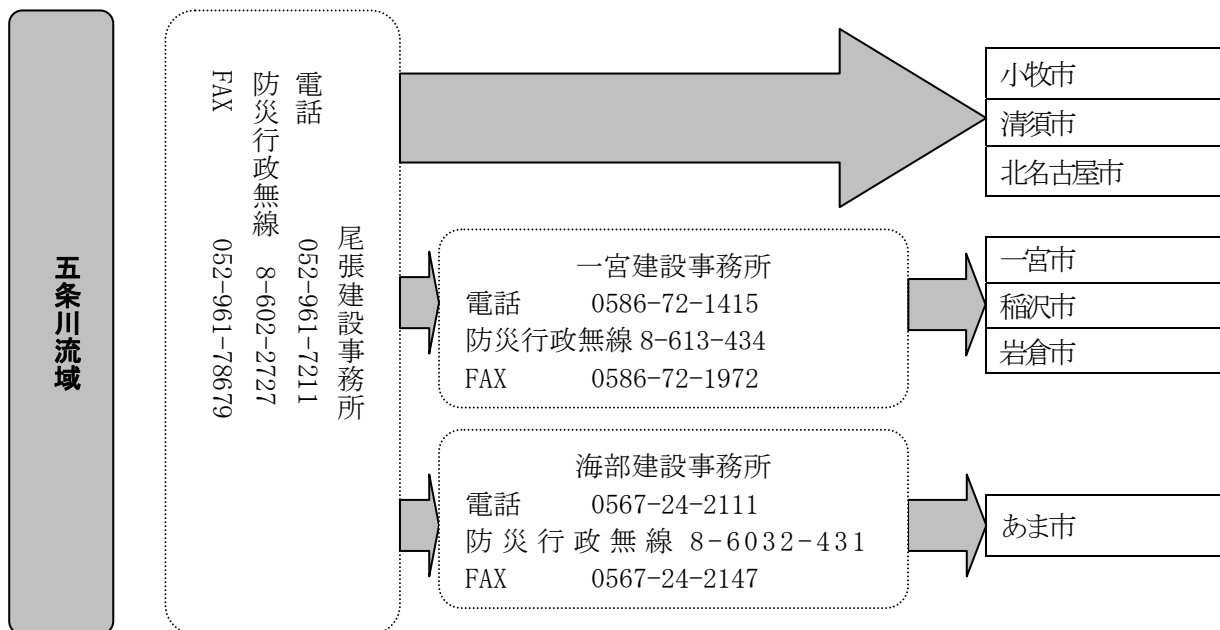
連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は、発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 4

緊急連絡第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知

1. 〔・新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所
・新川上流域排水調整基準点・水場川(外粒)水位観測所
・五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所〕の水位が
2. 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に
3. 排水停止準備水位〔・T.P. 2. 20 m(新川下流域)
・T.P. 3. 90 m(新川上流域)
・T.P. 4. 60 m(五条川流域)〕を
4. 下回りました。

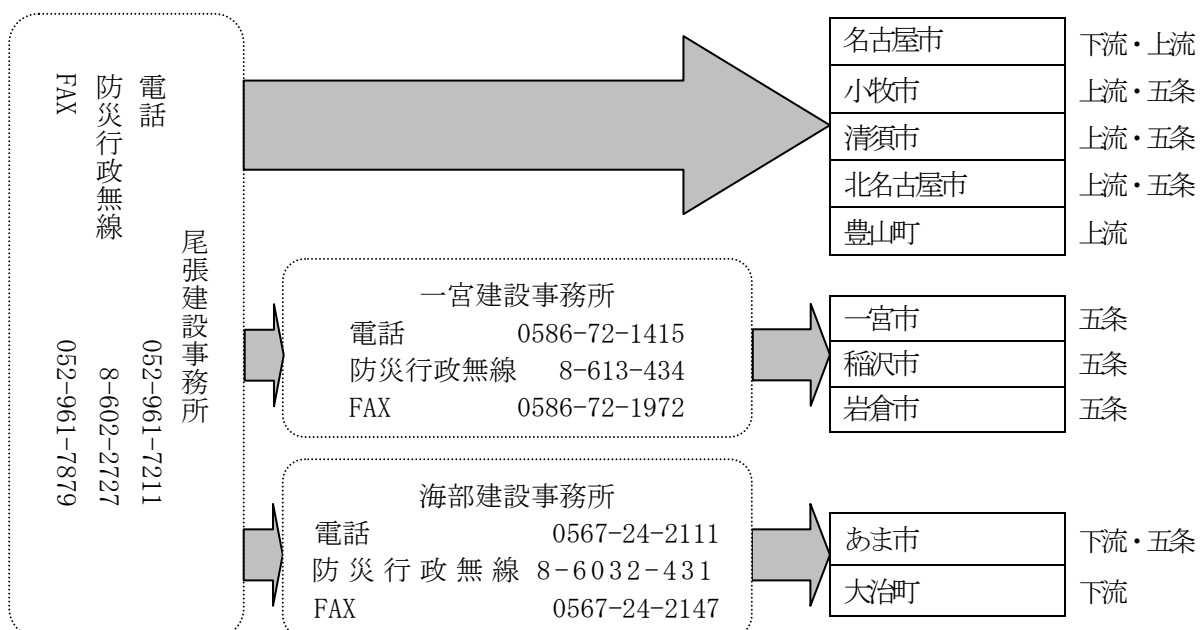
連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は、発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 1

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位T. P. 2. 90mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

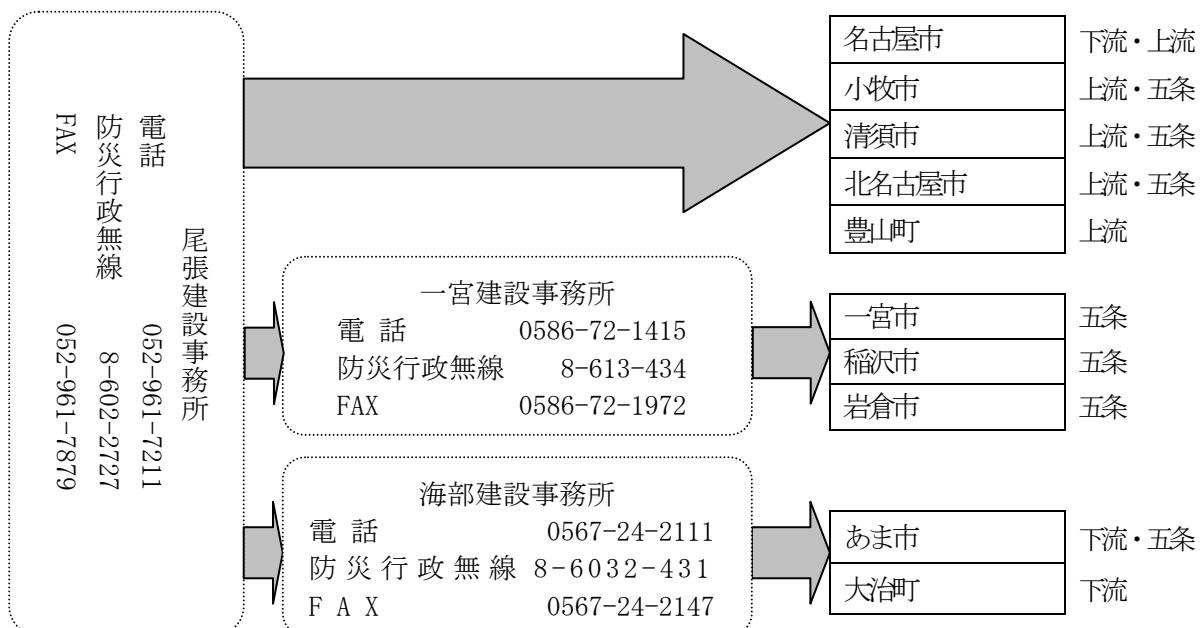
連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

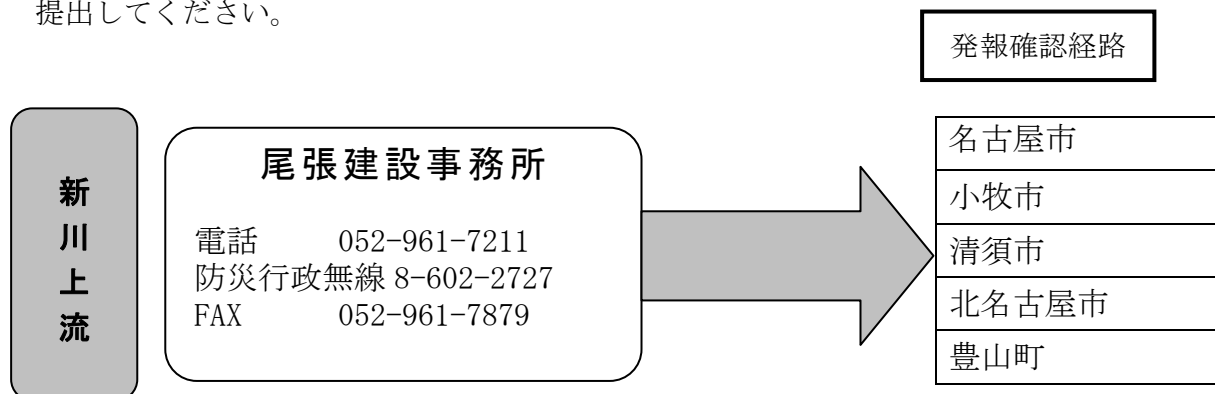
- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位T.P. 5. 20mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、新川上流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

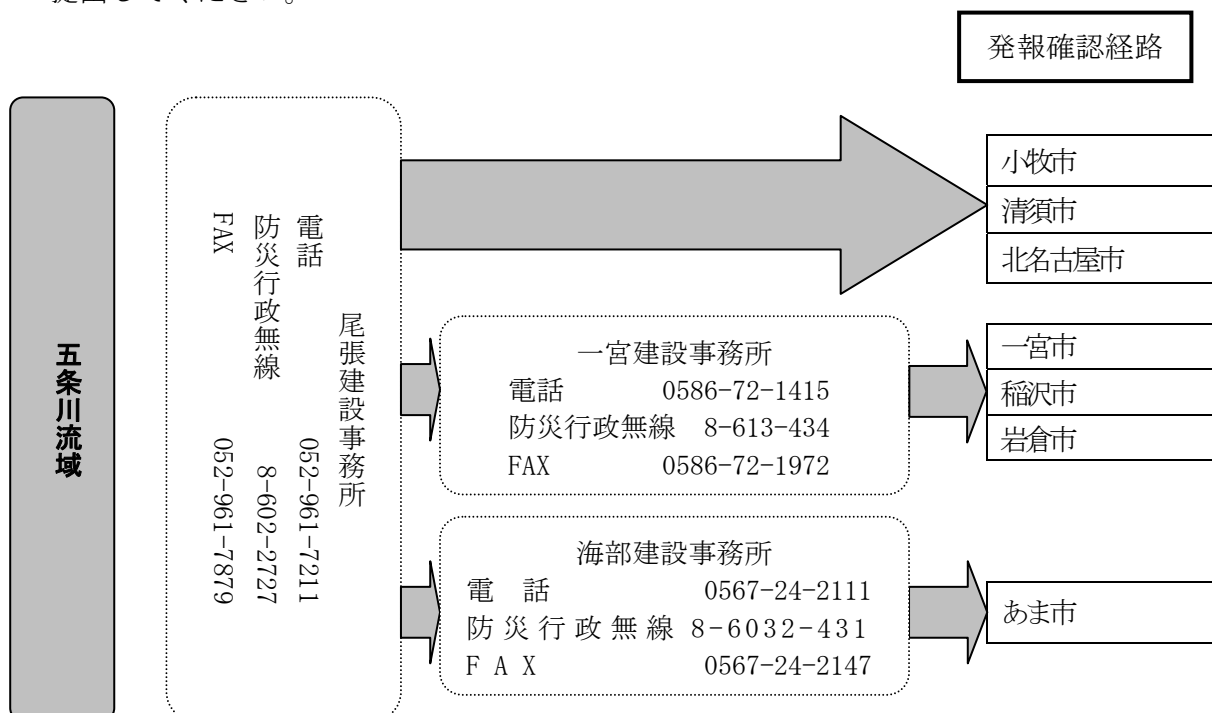
- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位 T. P. 5. 4 0 m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、五条川流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 4

緊急指令第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止について

- 1 _____川_____地先_____において
- 2 平成____年____月____日____時____分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4

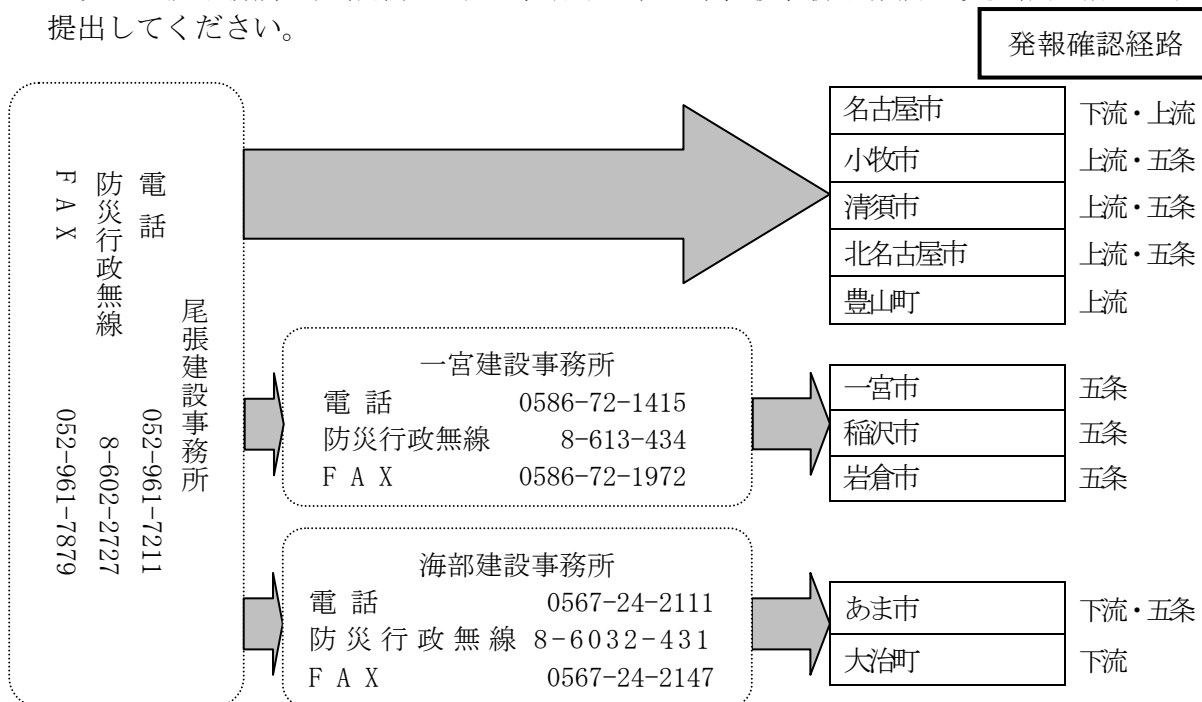
新川下流域の	から上流
新川上流域の	から上流
五条川流域の	から上流

の、
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 1

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

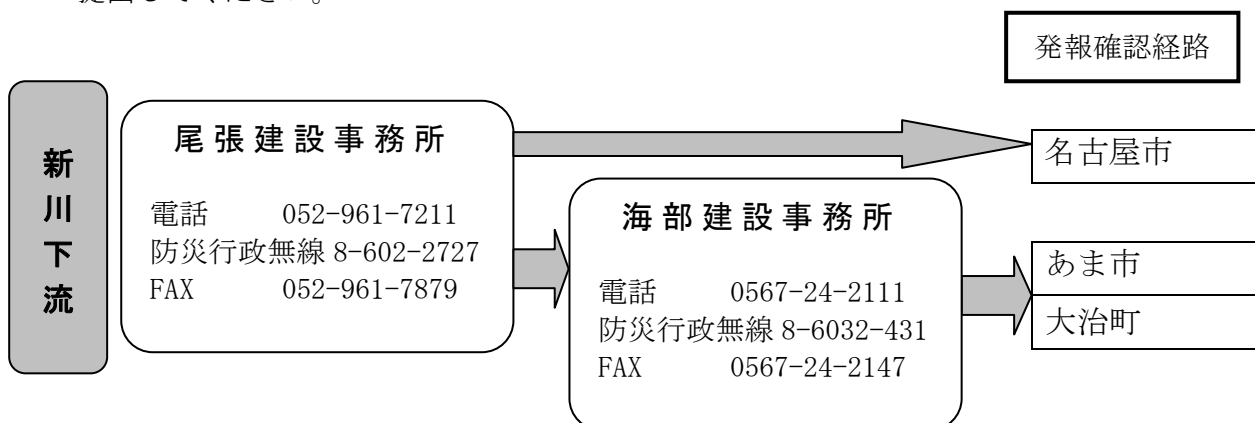
- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水再開水位 T. P. 2. 70 m に下回りました。
- 4 排水再開対象流域は、新川下流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水再開水位T. P. 5. 0 0 mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T. P. 2. 7 0 mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

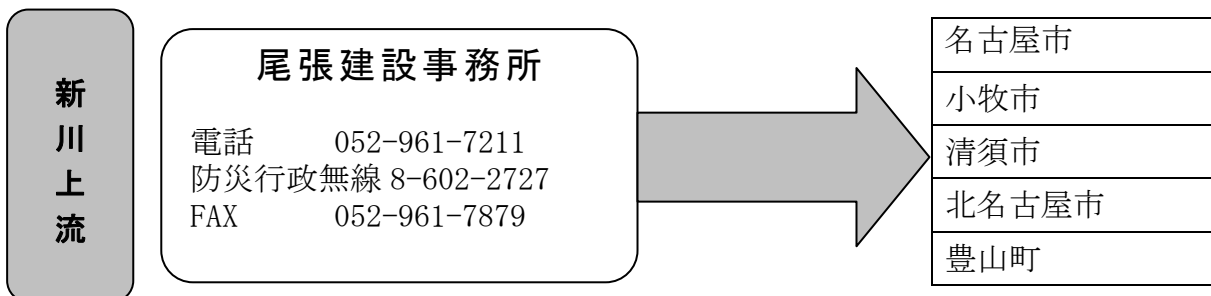
連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

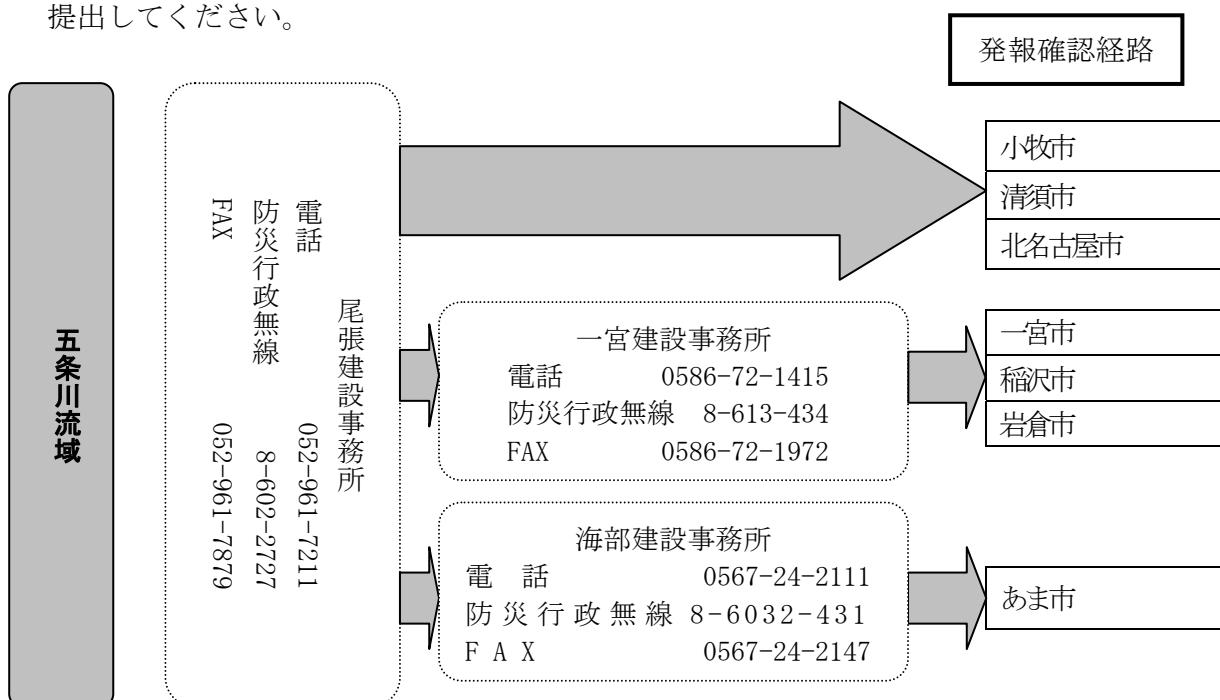
- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水再開水位 T. P. 5. 20m を下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位 T. P. 2. 70m に下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、五条川流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-4

緊急指令第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止の解除について

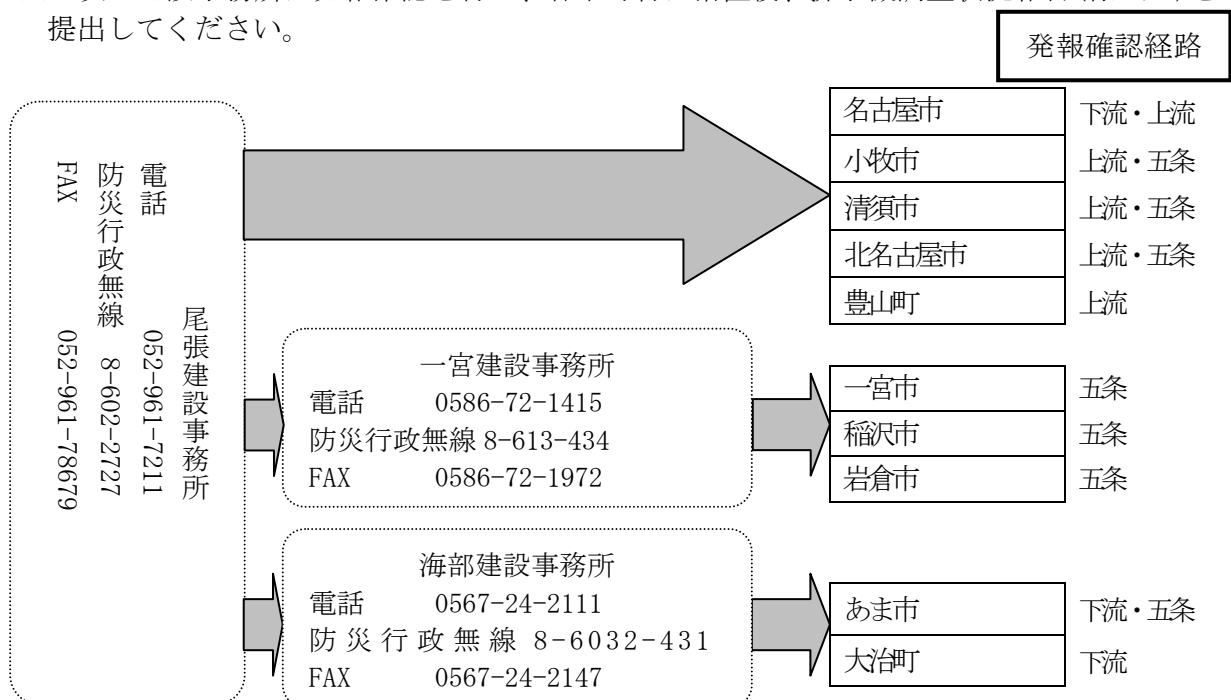
- 1 _____川_____地先_____において
- 2 平成____年____月____日____時____分頃
- 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 新川下流域の _____ から上流
新川上流域の _____ から上流
五条川流域の _____ から上流 の、
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

※ 次の建設事務所は発報確認を行い、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

新川流域の排水機調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名
 連絡先 電話番号

- 注1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

(2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱

(目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」（平成13年6月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

(連絡協議会の職務)

第二条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡協議会には、会長を置く。
- 3 連絡協議会には事務局を置く。

(会長)

第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡協議会の開催)

第五条 連絡協議会の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

<別表>

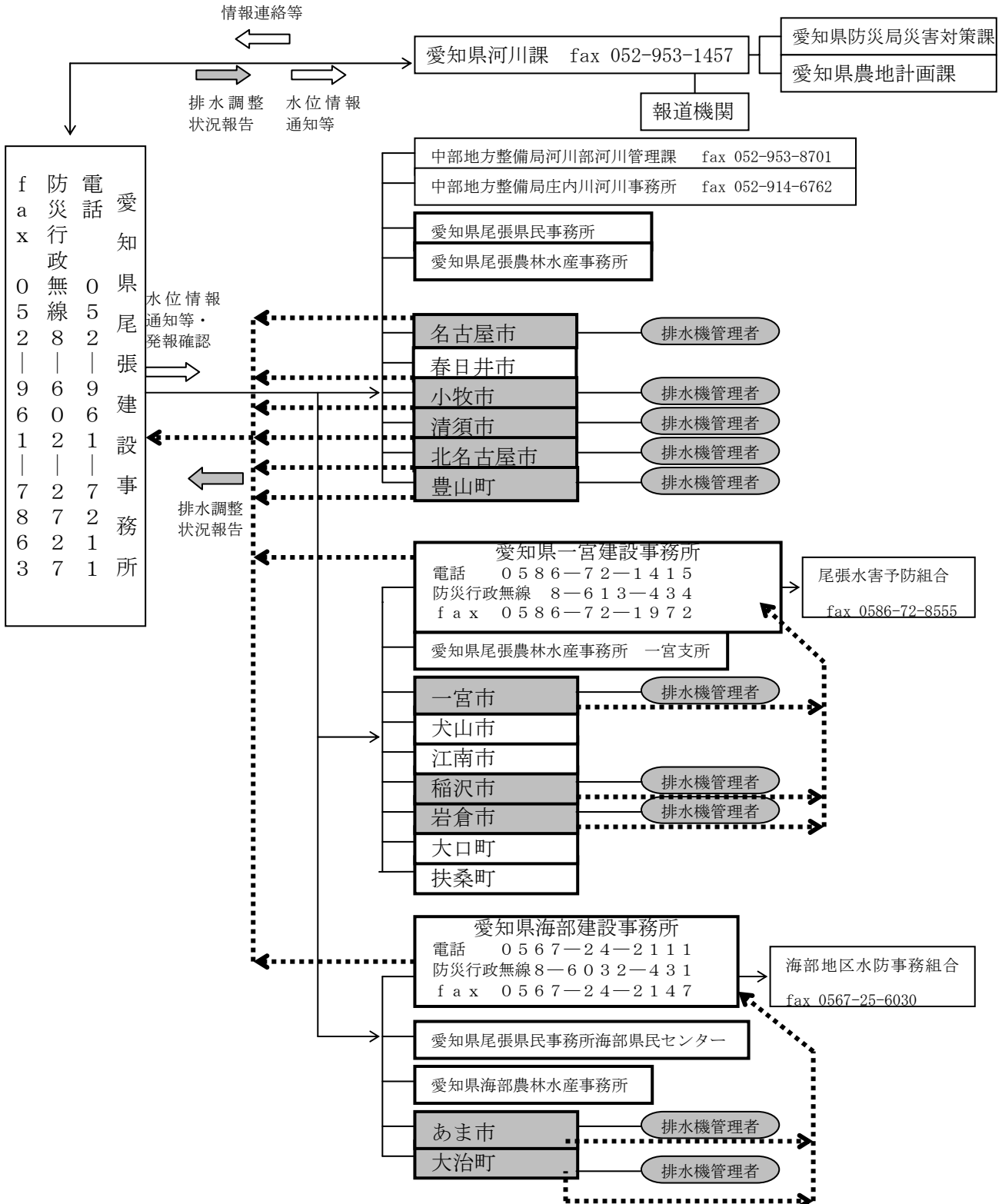
機関	部局	官職
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長
	庄内川河川事務所	管理課長
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部 農林基盤担当 当局	農地計画課長
	建設部	河川課長
	尾張県民事務所	主務課長
	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	同上
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上
犬山市	同上	同上
江南市	同上	同上
小牧市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
岩倉市	同上	同上
清須市	同上	同上
北名古屋市	同上	同上
あま市	同上	同上
豊山町	同上	同上
大口町	同上	同上
扶桑町	同上	同上
大治町	同上	同上
尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

<新川下流域（下之一色水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

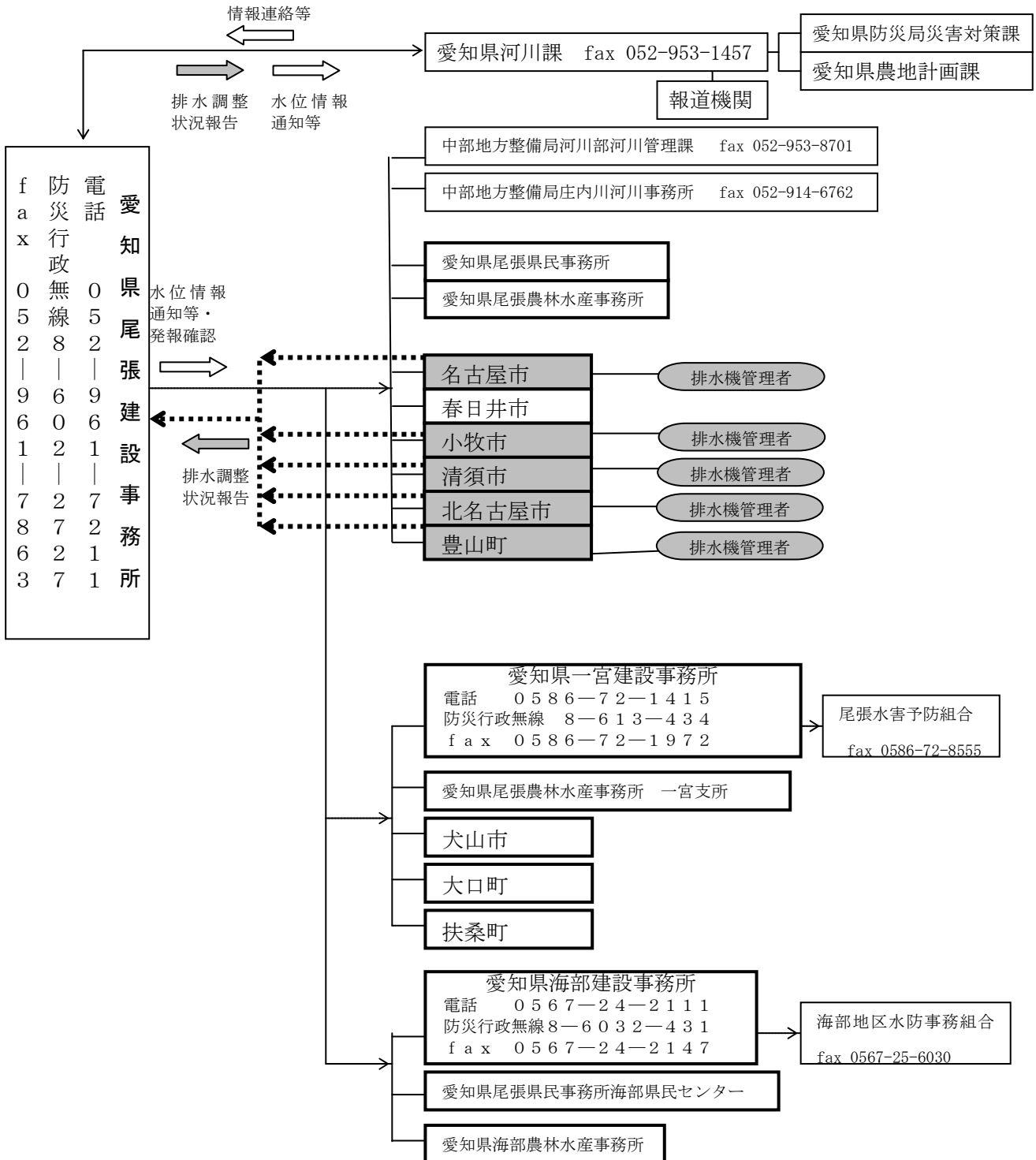


例 水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

<新川上流域（水場川外水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

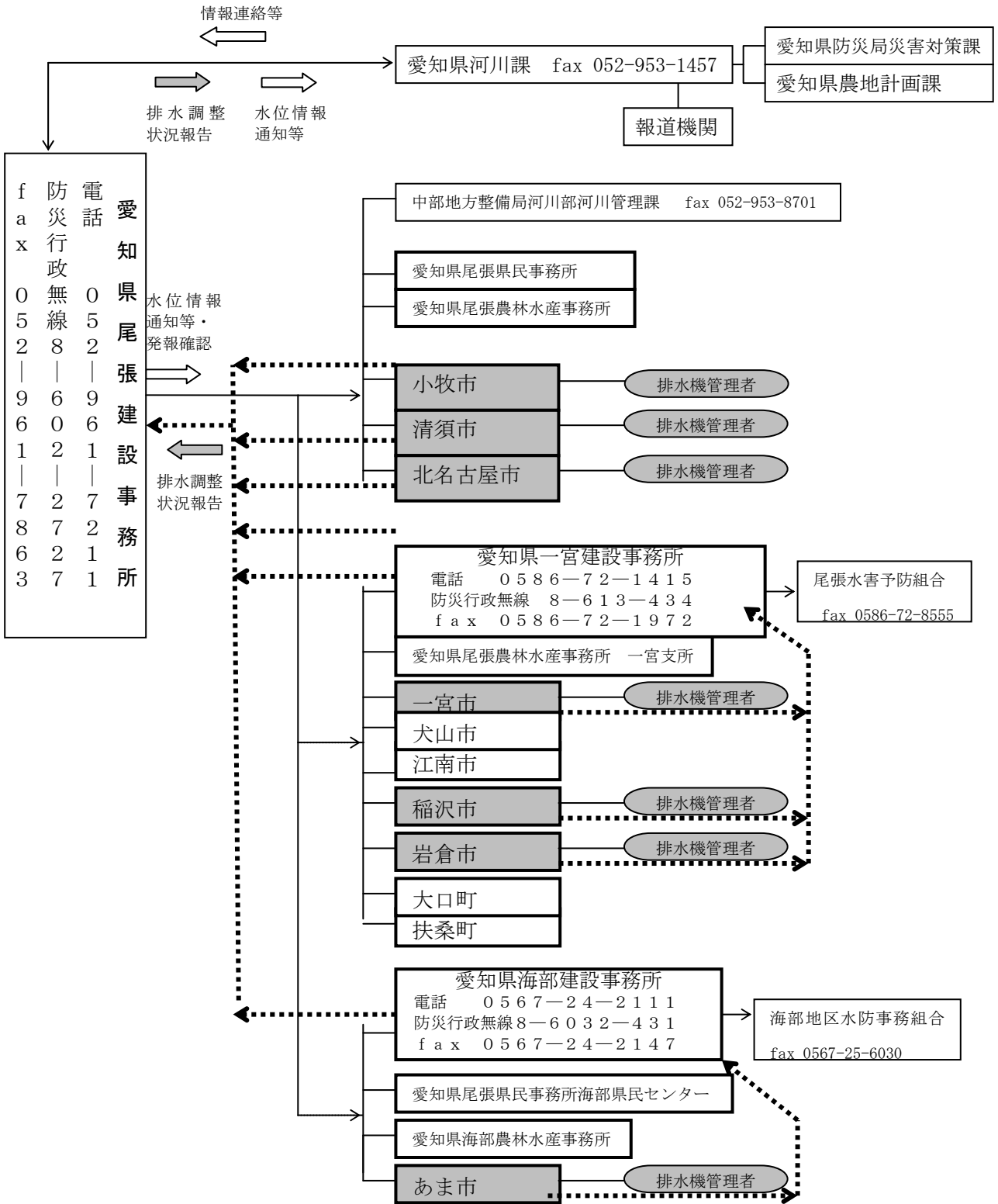
■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



<五条川流域（春日水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



3 日光川流域排水調整要綱

(1) 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下

回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関するものについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		